

人事委員会規則七―一四（会計年度任用職員の給与及び費用弁償）の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和六年三月二十六日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―一四（会計年度任用職員の給与及び費用弁償）の一部を改正する規則
 人事委員会規則七―一四（会計年度任用職員の給与及び費用弁償）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額） 第八条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第二十一条第五項（同条例第二十二号第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 期末手当基礎額は、条例第三条第一項第一号に規定する任命権者が定める額及びその額に給与条例適用職員に適用される地域手当の割合を乗じて得た額に、その者の一週間当たりの定められた勤務時間を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二十一条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当基礎額及びその算出に用いる在職期間の計算） 第八条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第二十一条第五項 の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める 額とする。</p> <p>一 報酬が日額の場合 報酬に地域手当の例による報酬を加えた額に算定期間（期末手当基準日（六月一日及び十二月一日をいう。）以前六箇月以内の期間をいう。以下同じ。）におけるその勤務日数を乗じて得た額を、算定期間におけるその者の在職期間月数で除して得た額</p> <p>二 報酬が時間額の場合 報酬に地域手当の例による報酬を加えた額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を、算定期間におけるその者の在職期間の月数で除して得た額</p> <p>三 報酬が月額の場合 報酬に地域手当の例による報酬を加えた額</p> <p>3 前項の月数の計算は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第</p>

<p>3 略</p> <p>4 前二項の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、前項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 略</p> <p>百四十三条に定めるところによる。ただし、在職期間が一箇月に満たない場合は、当該在職期間の勤務日数を二十一で除して得た数をもって同項の月数とする。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。